

政令第二百二十号

国家公務員制度改革基本法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員制度改革基本法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十年七月十一日とする。